

# 犬の散歩もマナーを守りましょう！！

☎建設課（有家庁舎） ☎73-6675



自転車歩行者専用道路での飼い犬の散歩マナーについてのお知らせです。  
※ 国道・県道でも散歩のルールを守りましょう。

## ●散歩時のルール

- ・フンをした時のためにビニール袋などを携帯し、必ず持ち帰りましょう。
- ・尿をした時のためにペットボトルなどに水を入れて携帯し、尿をした場所を流しましょう。
- ・必ずリード（引き綱）でつながしましょう。
- ・自転車に乗ったままでの散歩は危険ですので絶対にやめましょう。ルールやマナーを守って楽しくお散歩しましょう。



## ●通行における注意点

- ・自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。（着用は努力義務）
- ・交差点を通行するときは、車両に注意しましょう。
- ・自転車と歩行者が通行できます。（シニアカー通行可）
- ・車両（原動機付きバイクを含む）は通行できません。
- ・スケートボードなどの遊具の使用は厳禁です。



# つなごう未来へ！ 島原半島ユネスコ世界ジオパーク

島原半島ジオパーク協議会 ☎0957-65-5540  
E-mail: info@unzen-geopark.jp

## 「第13回島原半島ユネスコ世界ジオパーク小中学生研究展示発表会」開催中！



島原半島内の小・中学生が研究した作品を発表するこの展示会は、島原半島ユネスコ世界ジオパークに関する研究を通して、地球がつくりだす大地の迫力や地域の魅力を"もっと"知り、"ずっと"郷土愛を持ち続け、これから地域の持続可能な発展を担っていく子どもたちを育成することを目的に実施しています。

小・中学生が夏休みの自由研究で行った、大人に負けないくらい地域を調査してまとめた研究報告や、島原半島の魅力を伝える絵や作品など多数展示しています。  
子どもたちの力作をぜひご覧いただき、あらためて島原半島の魅力について発見してみてください。

☎12月22日日まで ☎雲仙岳災害記念館（島原市）

## ごみの減量に取り組みましょう！

☎環境課（衛生センター庁舎） ☎73-6644

生活の中で必ず発生するごみ。皆さんは自分がどれくらいごみを出しているか知っていますか？  
令和4年度に市で出たごみの量は16,263t、1人当たり1日1,043gもごみを出しており、これらのごみを処理するために約8億2千万円がかかっています。  
市では令和13年度までに1人当たり1日850g以下を目指しています。あと193g（約おにぎり1個分）の減量にご協力ください。

### ●ごみの減量化のポイント

- ①「水分」を減らしましょう。  
生ごみの半分は水分です。捨てる前に絞って、草木は乾かしてから捨てましょう。
- ②生ごみ処理機器を利用する。  
残った生ごみはたい肥にするなどリサイクルしましょう。  
・電気式生ごみ処理機  
・生ごみ処理容器（コンポスト・EMバケツ）
- ③資源ごみの分別を徹底しましょう。  
「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、燃えるごみを減らしましょう。  
「家庭のごみの正しい分け方・出し方」を参考にしてください。

### ●食品ロスについて

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられた食べ物のことです。食べ物を無駄なく消費することは、環境だけではなく家計にもプラスとなりますので「もったいない」を意識して、取り組みましょう。

- ①買すぎない  
買い物の前には食品の在庫を確認し、必要なものだけを買きましょう。
- ②作りすぎない  
料理は食べられる量だけ作るようにしましょう。残ったものは冷凍保存やほかの料理にアレンジして食べられるようにしましょう。
- ③「消費期限」（食べても安全な期限）と「賞味期限」（おいしく食べられる期限）の違いを理解しましょう。

## 自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化

☎南島原警察署 ☎86-2110

11月1日から道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

### ●運転中のながらスマホ

違反者：6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

### ●酒気帯び運転

違反者・自転車の提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
酒類の提供者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金



広告

**不用品・粗大ゴミ回収します！！**  
見積無料  
捨てればゴミ・分ければ資源 SDGs推進します  
粗大ごみのことなら  
**株式会社 西松**  
南島原市西有家町須川108番地1  
●受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
フリーダイヤル お気軽にご相談ください。  
☎0120-828-766

**浄化槽保守点検・清掃は西松にお任せください**  
年に一回の清掃は  
浄化槽法で定められています  
南島原市内全域承ります  
店舗・工場などに設置しているグリストラップ清掃も承ります  
浄化槽保守点検・浄化槽清掃のことなら  
**株式会社 西松**  
南島原市西有家町須川108番地1  
●受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
フリーダイヤル お気軽にご相談ください。  
☎0120-828-766  
●浄化槽清掃業許可書 南島原市指令27南環第35号